

## 合同会社（商号及び目的を変更する場合）

受付番号票貼付欄

### 合同会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

分かる場合に記載してください。

1. 商号 合同会社〇〇商会

変更前の商号を記載してください。

1. 本店 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

1. 支店 管轄登記所 〇〇法務局  
支店の所在地 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

支店が多数あるときは、「別紙のとおり」と記載し、支店の所在地を記載した用紙を申請書に押した印鑑と同一の印鑑で契印し、合わせてとじることでも構いません。

1. 登記の事由 商号の変更及び目的の変更

1. 登記すべき事項 別紙のとおりの内容をオンラインにより提出済み

登記すべき事項をオンラインにより提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムによる登記すべき事項の提出について」を御覧ください。

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

1. 登録免許税額 金39,000円

収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。

内 訳 本店所在地分 金30,000円  
支店所在地分 金9,000円

2以上の支店所在地の登記所に申請するときは、その合計額を記載します。

1. 登記手数料

金300円  
支店所在地登記所数 1所

支店（本店所在地にある支店を除く。）所在地の登記所1所につき、300円の登記手数料が必要です。登記手数料は収入印紙で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付。登記印紙も使用可能）。なお、管轄の登記所は、[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html)で御確認いただけます。

納付額合計 金39,300円

1. 添付書類

総社員の同意書 1通  
〇〇大臣の許可書（若しくは認可書又はその謄本） 1通

※ 商号変更について官庁の許可（又は認可）が効力要件となっている場合にのみ必要です。

委任状

※ 代理人に申請を委任した場合にのみ必要です。

上記のとおり登記を申請する。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※<sub>1</sub>  
申請人 〇〇合同会社※<sub>2</sub>

※<sub>1</sub>～※<sub>4</sub>にはそれぞれ、  
※<sub>1</sub>→本店、※<sub>2</sub>→新商号、  
※<sub>3</sub>→代表社員の住所  
※<sub>4</sub>→代理人の住所、  
を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※<sub>3</sub>  
代表社員 ○ ○ ○ ○ 印

登記所に提出した印鑑を  
押します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※<sub>4</sub>  
申請代理人 ○ ○ ○ ○ 印

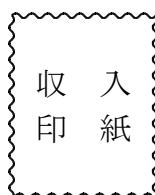
代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、代表社員の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号

〇〇法務局 〇〇支局 御 中  
出張所



収入印紙貼付台紙 (登録免許税分)

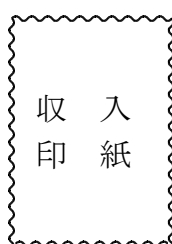


(注) 割印をしないで貼ってください。

契  
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表社員が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。  
登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

収入印紙貼付台紙 (登記手数料分)



(注) 割印をしないで貼ってください。

契  
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表社員が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

登記すべき事項をオンラインにより提供する場合の別紙の例  
(登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。)

「商号」〇〇合同会社

「原因年月日」平成〇年〇月〇日変更

「目的」

- 1 〇〇の製造
  - 2 〇〇の販売
  - 3 前各号に付帯関連する一切の事業
- 「原因年月日」平成〇年〇月〇日変更

- (注) 1 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムにより登記すべき事項の提出について」を御覧ください。
- 2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。  
詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体(CD-R等)の提出について」を御覧ください。

## 同意書の例

## 同 意 書

1 定款第1条中「合同会社〇〇商会」とあるのを「〇〇合同会社」と変更すること。

(注) 商号及び本店が同一の会社が既に存在する場合には商号変更の登記をすることができませんので、本店を管轄する登記所でそのような会社の有無を必ず確認してください。調査は、無料でできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html))中の関連リンク「同一商号・同一本店の調査を行う方法について」を御覧ください。

1 定款第〇条を次のとおり変更すること。

(目的)

第〇条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 〇〇の製造
- 2 〇〇の販売
- 3 前各号に付帯関連する一切の事業

上記に同意する。

平成〇年〇月〇日

〇〇合同会社

社員	○	○	○	○	印
同	○	○	○	○	印
同	○	○	○	○	印
同	○	○	○	○	印

## 委任状の例

## 委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号

○ ○ ○ ○

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

## 記

1. 平成○年○月○日当会社の商号及び目的を変更したので、その登記申請に関する一切の件
1. 原本還付の請求及び受領の件 (注) 原本還付を請求する場合に記載します。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

○○合同会社

代表社員 ○ ○ ○ ○ 印 (注)

(注)代表社員が登記所に提出している印鑑を押印してください。